

大韓民国
鉸山災害予防プロジェクト
実施協議チーム報告書

昭和59年(1984)年4月

国際協力事業団

鉸開技

J R

85 - 31

大韓民国
鉦山災害予防プロジェクト
実施協議チーム報告書

JICA LIBRARY



1048666[0]

昭和59年(1984)年4月

国際協力事業団

国際協力事業団	
受入 月日 '85. 5. 21	110
登録No. 11445	66.1 MIT

は　じ　め　に

日本国政府は、大韓民国政府の要請に基づき、国際協力事業団を通じて、同国の石炭鉱山の災害予防のための技術協力を具体化することとし、当事業団ではこれまで、昭和58年2月14日から12日間にわたり事前調査団を、昭和58年10月10日から21日間にわたり長期調査員を、それぞれ大韓民国に派遣してきた。

今般、当事業団は、事前調査及び長期調査の結果をふまえ、本件に関する協力の場所、規模、双方のとりべき措置、日本側に対して与えられる特権・免除等につき大韓民国関係機関と協議し、必要な場合には事前調査及び長期調査で解明し得なかった点について調査も行い、協力の基本計画を作成のうえ、これを討議議事録(Record of Discussions: R/D)としてとりまとめ、大韓民国側との間で署名・交換を行うことを目的に、実施協議チームを昭和59年2月26日から3月7日まで大韓民国に派遣した。

本報告書は、上記チームが行った調査及び協議の内容と結果をとりまとめたものである。

ここに、本調査に積極的にご協力いただいた在大韓民国日本国大使館をはじめとする日・韓両国の関係各位に対し、深甚なる謝意を表するとともに、今後とも本件技術協力の成功のために一層のご協力をお願いする次第である。

昭和59年4月

国際協力事業団

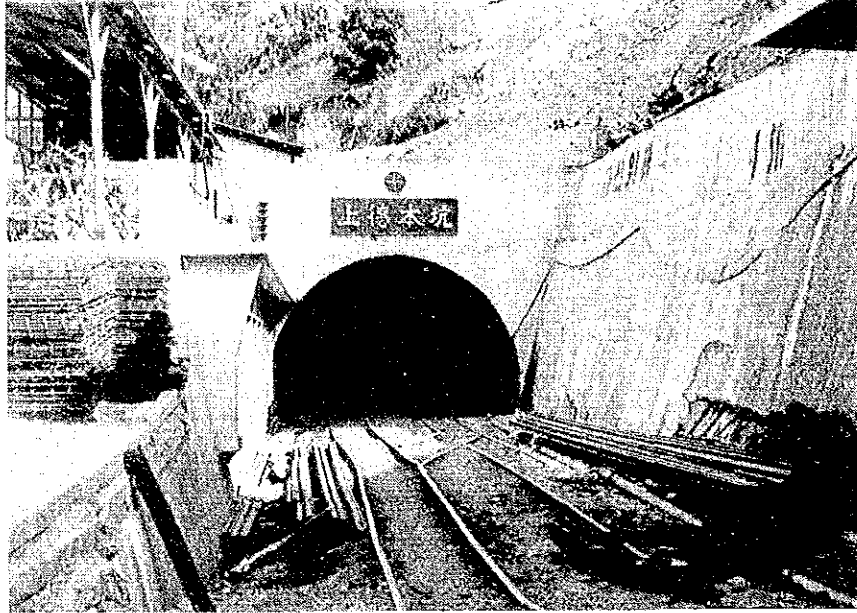
理事　久留　義雄



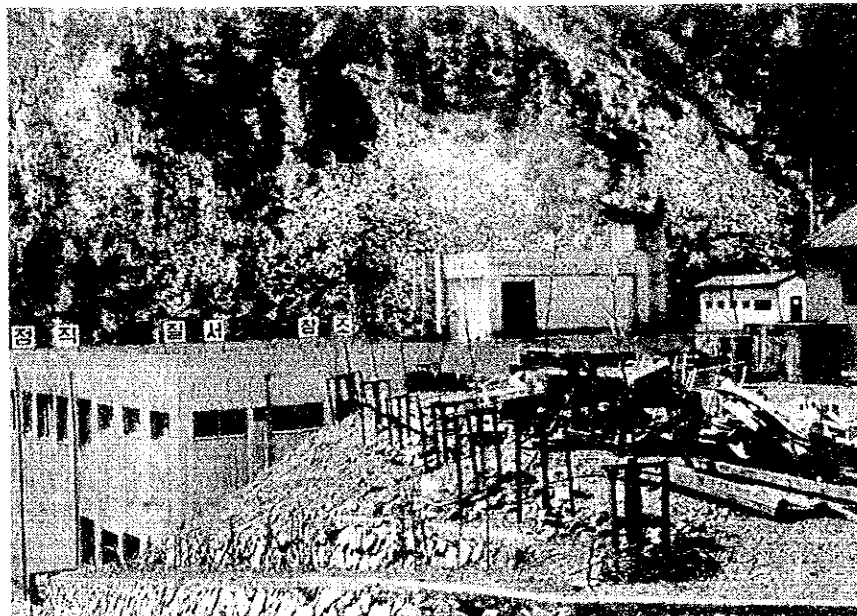
1984年3月6日 KIERにて

(前列右から) 朴肯植 KIER 所長、鶴岡競調査団長

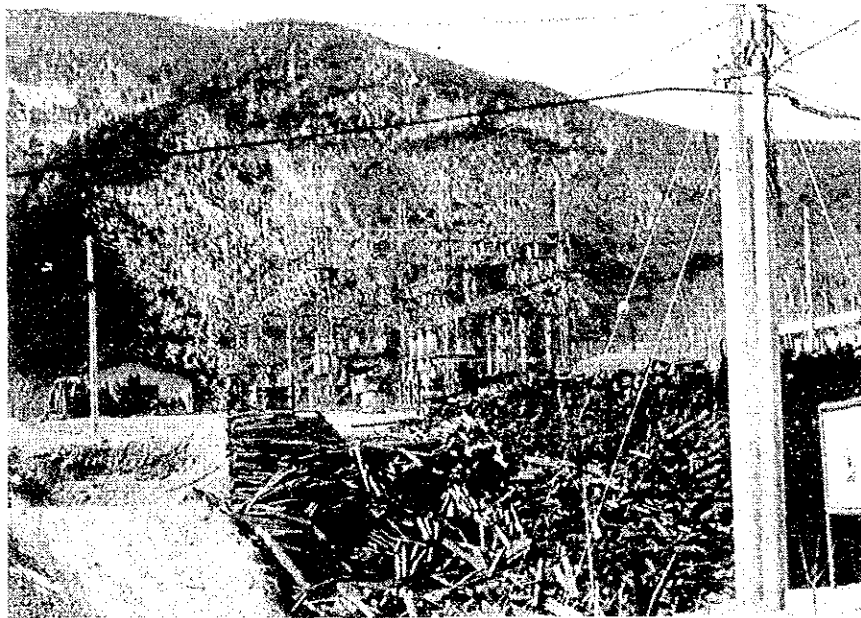
(後列右から) 李唐薰 KIER 技術部長、成普祿慶東炭鉱社長、盧世煥 KIER 資源開発部長、朴在宙
動資部鉱山保安課長、金元祚 KIER 副所長、景鍾哲科技処地域協力課長、趙成燦外務部資源協力課
長、李燦柱 KIER 監事、下村正之在大韓民国日本国大使館一等書記官、杉山団員、山尾団員、江頭
団員、小嶋団員、山下団員



慶東炭欽上徳本坑



中央集中監視室設置予定場所（左側ビル屋上）



上徳鉦業所内変電施設

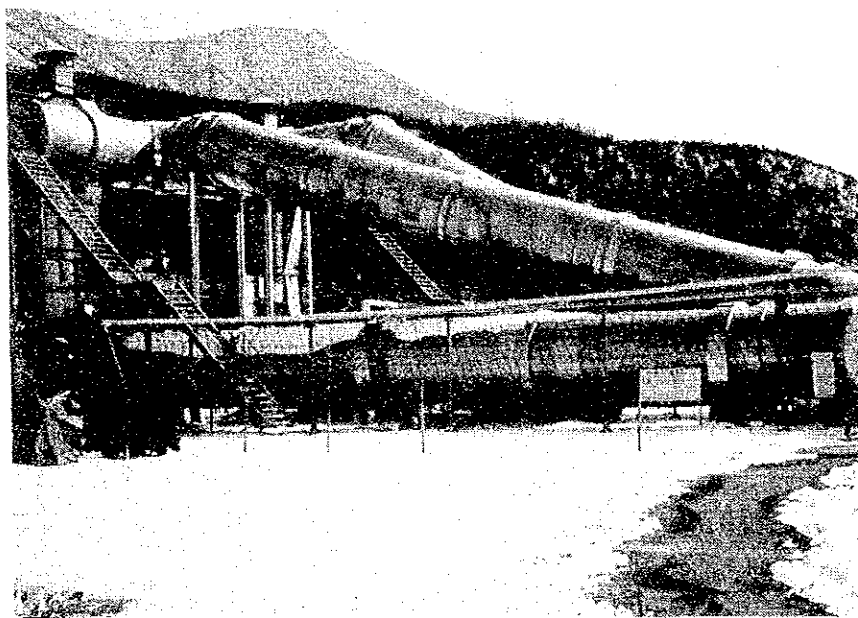


上徳鉦業所付属ゲストハウス

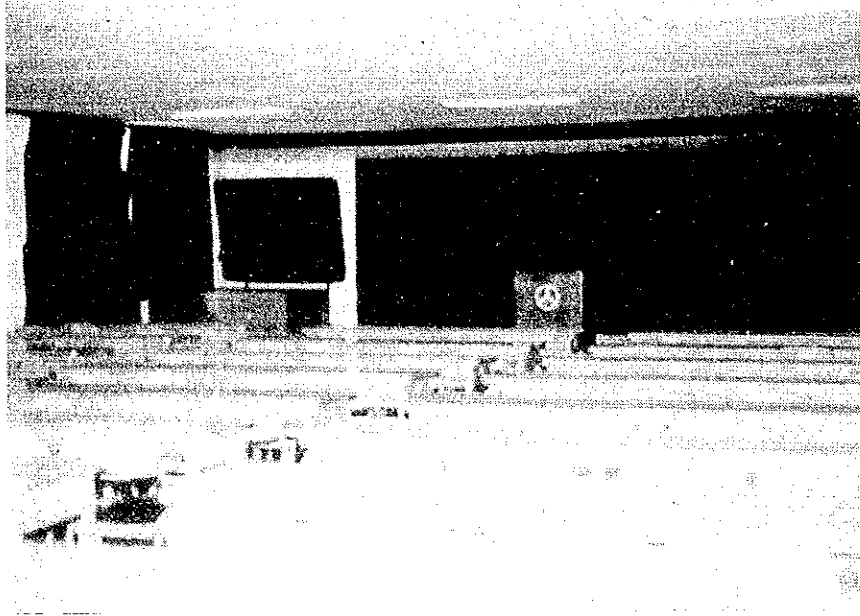
(右側の建物を取壊し、その跡に長期専門家用住宅を建てる予定)



大韓鉞業振興公社黃池地區鉞山保安指導所



同指導所内にある模擬坑道



同指導所内講堂



同指導所内に展示されている救護用器具

目 次

はじめに

I. 実施協議チーム派遣の経緯と目的	1
1. 派遣に至る経緯	1
2. 派遣の目的	2
3. チームの構成	3
4. 調査日程	3
II. 実施協議の経緯について	9
1. 実施協議の概要	9
2. 実施協議の経過	11
3. 討議議事録及び暫定実施計画書の署名まで	21
III. 討議議事録と暫定実施計画書	23
1. 討議議事録	25
2. 暫定実施計画書	36
IV. 本件技術協力の内容について	39
1. 協力の目的	39
2. 協力の分野とその内容	39
3. 協力期間	40
4. 技術移転計画	40
V. 韓国側の協力実施体制について	42
1. 予算	42
2. 人員の配置計画	42
3. プロジェクトサイトの現況	43
VI. プロジェクト実施上の留意点	49
(参考資料)	
1. 特定研究機関育成法及び特定研究機関育成法施行令(仮訳)	51
2. 長期調査員報告書	59

I. 実施協議チーム派遣の経緯と目的

1. 派遣に至る経緯

(1) 技術協力の要請

韓国においては、石炭について、1983年以降、20年間にわたって、年間2,000万t以上の国内生産を確保することが、2000年までのエネルギー政策並びに石炭政策の骨子となっている。

一方、石炭鉱山の災害については、過去10年間の平均で、出炭100万t当りの死亡率は、10.2人となっており、この数値は、日本の約10倍にあっている。こうした実状に加え、今後の目標生産高を確保するには、石炭採掘の深部化、これに伴う坑内ガス、崩落による大型災害の多発が懸念されている。この為、韓国政府は、保安体制を整備することを急ぎ、1981年度、動力資源研究所に対し、炭鉱災害予防に関する研究プロジェクトの実施を指示すると共に、同研究所による独自での研究開発は不可能であることから、我が国に対し、本件プロジェクトの協力を求めてきたものである。

関連公電昭和56年7月20日付第1672号

「 公信昭和56年7月23日付経第3484号

(2) 事前調査団の派遣

上記要請を受けて、昭和58年2月14日から2月25日かけて事前調査団が派遣され、要請の背景並びにプロジェクトの内容として災害予防集中監視及び自動制御システムの導入の可能性を把握すると共に韓国側から調査要請のあった3つの候補炭鉱の現地調査を行った。調査結果要旨は以下の通りであった。

- ① 韓国では、石炭の生産を確保し、石炭鉱山の保安体制を整備することをエネルギー対策の重要な政策としており、そのための体制づくり、助成策を進めており、動力資源部及び科学技術処が一体となって取組む姿勢を示していた。特に、鉱山災害の防止については、日本の技術協力による先進技術の導入を強く望んでいることがうかがわれた。
- ② 韓国石炭鉱山の保安実態及び保安技術は概して良好といえない。その原因として、地質条件が必ずしも良くないこと、従業員の保安教育が十分行われていないこと、適切な保安機器の導入が不十分であること等があげられるが、韓国全炭鉱についてみた場合、保安設備の近代化の遅れが顕著である。韓国側が強く要請している災害防止のための集中監視及び自動制御システムについては、設備、技術共に全くなく、日本側の技術導入によって、韓国鉱山に適合した研究、開発を進めたいとしている。
- ③ 韓国の石炭は、民間炭鉱による生産がその大部分を占めている。民間炭鉱は災害発生も多く、技術力も低い。韓国側から調査要請のあった3つの民間炭鉱を、プロジェクトサイトに適する炭鉱としての観点から調査の結果、順位を内定した。

- ④ 韓国側は、本プロジェクトによる集中監視装置の導入及び技術移転後は、主要産炭地区にその技術を積極的に取り入れる方針である。この点から、3つの候補炭鉱のうちから、モデル炭鉱を設置することについて韓国側においてなお、一考を要すること、プロジェクトを具体化するためには、サイトについて、更に詳しく諸条件を調査する必要があり、R/D締結前に短期専門家（長期調査員）の派遣が必要である。
- ⑤ 韓国石炭鉱山の保安の現状からみて、本プロジェクトの実施は適切な時期にあると考えられる。短期専門家（長期調査員）を派遣して、サイト調査を行い、韓国側の意向も十分参酌して、サイトを決定し、集中監視装置設置設計、長期専門家派遣及び研修員受入れ等の具体案の策定に入るべきであると考えられる。

(3) 長期調査員の派遣

事前調査団の報告を受けて、昭和58年10月10日から10月30日にかけて長期調査員4名が派遣された。日本側では、事前調査時に実地調査した3つの炭鉱を集中監視システムの導入炭鉱としての技術的見地から比較検討し、プロジェクトサイトとして最適な炭鉱を3つの中から選んでいたが、本件協力は政府対政府の協力であり、サイト炭鉱の選定はあくまで韓国側の裁量によるとの立場から、選定は韓国側に委ねることとした。長期調査員が韓国側に選定を依頼したところ、韓国側は政府レベルの選定会議を開き、炭鉱側の意欲、管理・技術力、坑内条件、普及上他炭鉱へ与える影響等の諸点から幾つかの候補炭鉱を比較検討し、最終的にサイト炭鉱として慶東炭鉱上徳炭業所を選定した。長期調査員は、同炭業所を訪問し、集中監視システムの実施設計のための調査を行うと共に、具体的な協力内容案について韓国側と打合せた。また、帰国後、集中監視項目、監視点数、センサー設置箇所、監視系統図、機器リスト等をまとめた集中監視システム実施計画書を作成した。

2. 派遣の目的

事前調査団及び長期調査員の調査結果と韓国側関係機関との討議経緯をふまえ、本件協力の分野、協力範囲、期間、双方のとるべき措置、日本側に対して与えられる特権・免除等につき韓国側関係機関と協議し、必要な場合には事前調査及び長期調査で解明し得なかった点について調査も行い協力の基本計画を作成の上、これを実施機関相互の討議議事録（Record of Discussions：R/D）にとりまとめた上、署名交換し、これをもって本件技術協力を開始すべく実施協議チームは派遣された。

R/Dにとりまとめる内容は以下の通り。

- (1) 両国政府の協力対象技術分野、協力目的及び協力実施計画
- (2) 技術協力の実施手段とそれに伴う両国政府の負担事項（専門家派遣、機材供与、研修員受入れ）
- (3) 協力実施にあたって韓国政府のとるべき措置（カウンターパートの確保、土地・建物の提

供、機材・部品の供給、専門家の出張旅費の支給、住宅保証、供与機材の輸送費、据付・運転・維持費の支出、供与機材の関税、物品税他諸掛りの支出、プロジェクト実施にかかるランニングコストの負担)

- (4) プロジェクトの管理体制（総責任者、運営責任者、専門家の位置付け、合同委員会）
- (5) 日本人専門家に対するクレーム（事故発生時の免責）
- (6) 両国政府間の相互協議
- (7) 協力期間

3. チームの構成

	氏 名	現 職	担当業務
団 長	鶴 岡 競	国際協力事業団 専門技術嘱託	総 括
団 員	杉 山 長	外務省経済協力局 政策課	技術協力計画
団 員	山 下 隆	通商産業省立地公害局 石炭課	保安行政
団 員	山 尾 信一郎	通商産業省工業技術院 公害資源研究所資源第4部 第3課長	保安技術
団 員	江 頭 侃	住友石炭鉱業㈱ 技術開発本部エンジニアリング部長	保安機器
団 員	小 嶋 良 輔	国際協力事業団 鉱工業開発協力部 鉱工業開発技術課	業務調整

4. 調査日程

月/日	訪 問 先	面 談 者	内 容
2/26 (日)	東京→ソウル	移 動	KE703便
2/27 (月)	10:00 日本国大使館	公 使 荒 義尚 一等書記官 下村 正之	あいさつ、打合せ
	10:30 "	大 使 前田 利一	表敬

月/日	訪問先	面談者	内 容	
2/27 (月)	11:00 動力資源部	鉦山保安課長 朴 在宙 鉦務局長 金 泰坤	あいさつ、日本側 R/D 案に関する意見聴取	
	11:30 "			
	14:00 外務部	経済局副理事官 柳 鐘玄 資源協力課長 趙 成燦	あいさつ、日本側 R/D 案に関する意見聴取、II-2、VIにつき代案提示あり。 また、約定 (Arrangement) の締結の提案あり。	
	15:40 科学技術処	技術協力局長 金 知汶 地域協力課長 景 鐘哲	あいさつ	
2/28 (火)	16:55 動力資源研究所	所 長 朴 肯植 監 事 李 燦柱 副所長 金 元祚 資源開発部長 盧 世煥 技術部長 李 唐薰 前任研究員 趙 源在 " 閔 廷植 研究員 李 明鎬	あいさつ、日程打合せ	
	午前中		団内打合せ	
	13:00 K I E R	(韓国側) K I E R 副所長 金 元祚 " 部 長 盧 世煥 " " 李 唐薰 " 鉦部研究室長 金 炆榮 (通訳) 科技処地域協力課長 景 鐘哲 動資部鉦山保安課長 朴 在宙 慶東炭鉦(株)社長 成 耆祿 (日本側) 調査団 6 名	日・韓第 1 回実施協議 1. 日本側 R/D 案の説明 2. 科技処より一部代案の提示 3. 動力資源部より一部代案の提示 4. K I E R より要望の提示	
	2/29 (水)	10:00 K I E R	(韓国側) K I E R 部 長 盧 世煥 " " 李 唐薰 " 前任研究員 趙 源在	第 2 回実施協議 1. 前日韓国側より提示された問題 について日本側より回答

月/日	訪問先	面談者	内容
	14:10 KIER	KIER 前任研究員 李明鎬 動資部鉸山保安係長 朴 慶東炭鉸協理事 徐綺錫 (日本側) 調査団6名 小委員会に分散 1. 技術面 KIER前任研究員 趙源在 " " 李明鎬 慶東炭鉸協理事 徐綺錫 調査団 山尾信一郎 " 江頭侃 2. 一般 KIER副所長 金元祚 " 部長 盧世煥 動資部鉸山保安課係長 朴 調査団 鶴岡競 " 杉山長 " 山下隆 " 小嶋良輔	日本側実施計画案の説明 1. 日本側回答に対する韓国側の回答 2. KIERの予算措置につき聴取
3/1 (木)	ソウル→江陵	同行者: 大使館 下村一等書記官 KIER 盧部長 趙 研究員	江陵へ移動 (道溪に適切な宿舎ないため 江陵泊りとする)
3/2 (金)	江陵→道溪 13:30 慶東炭鉸協 上徳鉸業所	サイト炭鉸へ移動 上徳鉸業所長、専務理事 韓辰生 本社 理事 徐綺錫 技術副所長 崔承太 事務副所長 金炳台 保安監督室長 韓用熙 工務次長 金永基 企画課長 朱基善 電気課長 朴賛仁 研究班長 李国煥 KIER部長 盧世煥 " 研究員 趙源在	急行列車(ディーゼル) 1. 現況説明聴取 2. 坑内調査(山尾、山下、下村書記官) 3. 坑外調査(鶴岡、江頭、小嶋)

月/日	訪 問 先	面 談 者	内 容
3/3 (土)	9:00 慶東炭鉱(株) 上徳鉱業所 道溪→黄池	KIER研究員 李 明鎬 " " 関 廷植 (日本側) 日本国大使館一等書記官 下村 正之 調査団5名(杉山団員は外務部 との協議のため在ソウル)	1. 調査団、KIER、 鉱業所幹部 合同会議 2. 専門家用住宅予定地、病院、食 堂、売店等の調査 移 動
	14:00 鉱業振興公社 黄池地区鉱山 保安指導所	同指導所検査課長 金 泳珍 KIER部 長 盧 世煥 " 研究員 趙 源在 " " 李 明鎬 " " 関 廷植 (日本側) 調査団5名 日本国大使館一等書記官 下村 正之	1. 現況説明 2. 所内施設見学(模擬坑道、講堂)
	14:30 動力資源部 嶺東鉱山保安 出張所(黄池)	同出張所長 金 容億 " 専門技師 朴 鎔洙 KIER部 長 盧 世煥 " 研究員 趙 源在 " " 李 明鎬 " " 関 廷植 (日本側) 調査団5名 日本国大使館一等書記官 下村 正之	

月/日	訪問先	面談者	内 容
3/4 (日)	16:15 黄池発 ↓ 21:30 ソウル着	特急列車にてソウルへ (電気)	移 動 資料整理
3/5 (月)	10:30 K I E R	KIER副所長 金 元祚 " 部長 盧 世煥 " " 李 唐薰 " 研究員 趙 源在 " " 李 明鎬 " " 閔 廷植 外務部経済局 朴 氏 慶東炭鉍(株) 徐 綺錫 (日本側) 調査団6名	未解決事項につき協議 外務部よりR/Dにメモランダム を付すことの提案あり
	17:30 日本国大使館	下村一等書記官	上記協議結果報告 外務部趙資源協力課長にメモラン ダムの件確認をとる。同課長より 改めてメモランダム(案)の提示 あり。 本省への請負手続依頼 外務省指示受理
3/6 (火)	10:00 K I E R 11:30 "	署名式 KIER所 長 朴 肯植 " 副所長 金 元祚 " 部 長 盧 世煥 " " 李 唐薰 科技処地域協力課長 景 鐘哲 動資部鉍山保安課長 朴 在宙 外務部資源協力課長 趙 成燦 慶東炭鉍(株)社長 成 善祿	R/Dの最終チェック R/Dの最終交換

月/日	訪 問 先	面 談 者	内 容
	14:00 K I E R	(日本側) 調査団6名 日本大使館一等書記官 下村 正之 K I E R 所 長 朴 肯植 " 監 事 李 燦柱 " 副所長 金 元祚 " 部 長 盧 世煥 " " 李 唐薰 他	T S I、メモランダムの署名交換
	15:00 日本国大使館	(日本側) 調査団6名 大 使 前田 利一 公 使 荒 義尚 一等書記官 松本 厚治 " 下村 正之	
3/7 (水)	ソウル→東京	帰 国	J L 9 5 2 便 (杉山団員はKE002便)

Ⅱ. 実施協議の経緯について

1. 実施協議の概要

(1) 実施協議の結果

実施協議は、日本側の討議議事録(Record of Discussions: R/D)案及び暫定実施計画書(Tentative Schedule of Implementation: TSI)案に沿って説明・相互協議を行った。このR/D及びTSIの日本側の原案は、昭和58年2月に派遣された事前調査団並びに昭和58年10月に派遣された長期調査員の報告をもとに、外務省、通産省、JICA等国内関係者による会議を重ね作成された。この原案は、昭和59年2月中旬在大韓民国日本国大使館を通じ相手国側に提示されていた。

韓国側は、日本側によるこれまでの事前調査及び長期調査における協議を通じ、日本側の協力の内容を承知しており、今回の協議は、R/D及びTSIの検討を中心とするもので、韓国側は、日本側の原案に対しカウンタープロポーザルを用意しており、協議はそのカウンタープロポーザルをめぐるものとなった。

協議の経緯は後に詳述するが、結果として、概ね日本側原案通り合意し、R/D及びTSIの署名・交換を行った。

なお、韓国側はR/Dの中の一部の用語の解釈に関し、Memorandum of InterpretationをR/Dに付属させて、日韓双方でその解釈に誤解なきよう確認することを求め、チームはこれに同意し、R/Dに付属させた。

(2) 実施協議日本側関係者

実施協議チーム6名

下村 正之 在大韓民国日本国大使館一等書記官

(3) 実施協議韓国側関係者

趙 成燦 外務部資源協力課長

景 鐘哲 科学技術処地域協力課長

朴 在宙 動力資源部鉸山保安課長

朴 肯植 動力資源研究所所長

金 元祚 " 副所長

盧 世煥 " 資源開発部長

李 唐薰 " 技術部長

趙 源在 " 鉸山保安機器研究室前任研究員

閔 廷植 " "

李 明鎬 " "

成 耆祿 慶東炭鉸(株) 社長

徐 綺錫 慶東炭鉄協 理事

韓 辰生 " 上徳鉄業所長

(4) 実施協議における主要な論点

○韓国側のR/D署名者について……………

日本側原案において、動力資源部次官としたが、韓国側は動力資源研究所所長を主張した。日本側は、動力資源研究所が特殊法人であり、政府機関でないため、特に予算の確保を図る観点から、動力資源部次官としたものである。しかし、韓国側の説明により、同所長の事業上及び予算の確保に係る権限がプロジェクトの実施に十分なものであると納得できたため、韓国側の主張を受入れることとした。

○韓国側のプロジェクト最高責任者について……………

これも上記と同様の理由により、日本側原案は動力資源部次官としたが、韓国側は、動力資源研究所所長を主張した。その理由は、本件事業は、政府事業と了解されており、その権限が韓国政府（動力資源部、科学技術処）から動力資源研究所に委譲されていること、及び同研究所長は韓国内の格付けから見て、次官相当とみなせることとした。これに対しチームは、韓国側の予算確保の見通し及び所長の裁量範囲につき詳しく聞いた上で、韓国側の主張を受け入れることとし、外務本省に請訓を行い、了解を得たため、韓国側主張通り、動力資源研究所所長を最高責任者とした。

○専門家の特権、免除及び便宜について……………

日本側の原案は、コロンボプラン計画加盟国を対象とした、通常の規定であり、韓国が第3国等から派遣されている専門家に対し、実施している特権、免除及び便宜より不利でないものを保証せしめるものである。しかし、韓国側は、韓国内の法規の範囲内で、第3国等から派遣されている専門家に対し、実施している treatment より不利でないものを保証することとした。チームは、これを受け入れられないものとして、説得を続けたところ、韓国側は特に、日本側案文中の「特権」(Priviledges)の解釈に関し、これがいわゆる外交特権を意味しないことを明確にするため、それを明記した Memorandum of Interpretation をR/Dに付属させたいと主張した。チームはこれを受け入れることとし、外務本省に請訓を行い、了解を得たため、Memorandumに韓国側案文通り Priviledges の規定を行った。

○専門家に対する免責について……………

日本側原案は、専門家がその職務遂行に関連して他者に損害を与えた場合、故意または重大なる過失による場合を除き、専門家の責任とすることなく、相手国がその責を負うことを規定している。しかし、韓国側は、免責の範囲を専門家の職務遂行中のみに限定する、専門家が故意または重大なる過失により損害を与えた場合は、韓国の国内法令に基づく責任の範囲において請求を受ける、ことを主張した。

チームは、これを受け入れられないものとして、日本側案通りとするよう説得を続けたところ、韓国側は、専門家の免責について、その職務遂行に関連した部分については、国際慣例による外交ミッションの事務職員及び技術職員と同じ待遇として、これをやはり Memorandum of Interpretation にて確認したいとした。チームはこれを受け入れることとし、外務本省に請訓を行い、了解を得たため、韓国側案文通りの Memorandum を R/D に付属させた。

○ 約定、協定あるいは交換公文の締結について……………

韓国側は、本件プロジェクトは、災害発生の可能性がないとはいえ、仮りに事故が起きた場合、両国政府がその責任所在をあらかじめはっきりさせておいた方が、後の問題に対処しやすいとの観点から、R/Dとは別に、両国政府間による約定等の締結を主張した。この件は、チーム訪韓前に、わが国に打診があったが、外務省の訓令に従い、説得に努めたところ、韓国側は、日本側の考え通りで了解し、約定等の締結は行わないこととなった。

2. 実施協議の経過

実施協議は、2月28日から3月5日までの間、韓国動力資源研究所を中心に行われた。その主な経緯は以下の通りである。

協議項目	日本側案	韓国側カウンタープローポーザル	協議経緯及び結果
R/D 署名者	Vice Minister of Ministry of Energy and Resources (動力資源部次官)	President of Korea Institute of Energy and Resources (動力資源研究所所長)	韓国側は、本件R/D等への署名者は動力資源研究所(KIER)所長で十分であるとして、日本側提示の動力資源部次官の修正方要請越した。その理由として、KIERは特定研究機関育成法施行令第3条に定められた研究機関であり、その所長に本プロジェクトを実施するに十分な権限を与えられていること、また同所長は、公務員の格付けからすると、本省の次官クラス相当であることを挙げた。これに對しわが方は、特に予算の確保に問題がないかを確認したところ、事業費として毎年、動力資源部から約5.0億ウォン(≒1.5億円)の出捐金(日本では「交付金」に近い)を得ており、その使用にあたっては所長限りでかなり弾力的な運用ができて旨説明があり、かつ、その内訳についても確認したところ、本プロジェクトの実施に十分であると判断出来たので、韓国側案を受け入れることとした。
専門家の特権・免除及び便宜 (R/D中 II-2)	The Japanese experts referred in 1. above and their families will be granted in the Republic of Korea, the privileges, exemptions and benefits no less favourable than those accorded to experts of third countries or	The Japanese experts referred in 1. above and their families will be granted, within the limits of laws and regulations in force in the Republic of Korea, treatment no less favourable than those accorded to (以下日本側案と同じ)	専門家に対する特権・免除については、外務部より左記の修正案が提示された。これは、JICAの専門家に対して外交特権に近いものが与えられるというような文面上のニュアンスをなくすため within the limits of laws and regulations in force in the Republic of Korea を挿入し、 Privileges and exemptions and benefits を treatment という用語に置きかえるというもので

協議項目	日本側案 of international organizations performing similar missions in the Republic of Korea under the Colombo Plan Technical Cooperation Scheme	韓国側カウンタースタッフプログラム	協議経緯及び結果
		<p style="text-align: center;">MEMORANDUM OF INTERPRETATION In connection with the Re-</p>	<p>あった。しかし、わが方としては、本項に対する修正は、本調査団限りでは即答できないし、本省の訓令を仰いでも韓国側案を受け入れることは困難であらう旨、先方に十分説明するとともに、以下の点を指摘してさらに説得を努めた。</p> <p>(1) 韓国国内法の改正等により、日本人専門家の身分が不安定になっては困る。しかし、外交特権に近いもので保障を要求しているわけではなく、コロンボプランの規定に従って現在韓国側が他のプロジェクトや他国の専門家に提供している特権免除を本プロジェクトの専門家にも与えてほしいという意味である。</p> <p>(2) わが国が現在実施しているプロジェクト方式技術協力は世界中で約120プロジェクトがあるが、そのほとんどがかかかかるR/Dに基づく協力でありかつ特権・免除の項における文案は、日本側案とまったく同じである。また、このR/D案は1979年以降わが国がそれまでの経験を基に作ったパターンであり、現在のところいちはばん適切な表現である(先方は、1976年に署名した慶北技術高等学校プロジェクトの例をあげて修正方主張していた)。</p> <p>これに対し、韓国側は、当初の修正案を外務部内の調整がつかない(条約局と経済局の見解のちがいがい)としてなかなかなどり下げなかつたが、調査団の誠意</p>

協議項目	日本側案	韓国側カウンタースタッフによる cord of Discussions between the Japanese Implementation Survey Team and the Author- ities Concerned of the Govern- ment of the Republic of Korea on the Japanese Technical Co- operation for the Prevention of Coal Mine Accident Project signed today, the representa- tives of both parties wish to record the following :	協議経緯 及び 結果
供与機材の所有 権者 (R / D 中 III - 2)	<p>The equipment will become the property of the Govern- ment of the Republic of Korea upon being delivered c. i. f. to</p>	<p>cord of Discussions between the Japanese Implementation Survey Team and the Author- ities Concerned of the Govern- ment of the Republic of Korea on the Japanese Technical Co- operation for the Prevention of Coal Mine Accident Project signed today, the representa- tives of both parties wish to record the following :</p> <p>1. It is understood that the term "privileges" which is referred to in Article II in the attached document is the general term with an ordinary meaning, not the diplomatic term as was used in " the Vienna Convention on Diplom- atic Relations, 1961".</p> <p>韓国政府の指定する研究所の財産 となる。 (英文案は提示されず)</p>	<p>ある説得によりやくやく、署名日前日になって R / D の修正をまきらめその代案として R / D 中の用語の 解釈に關し Memorandum of Interpretation にて日 韓双方で確認したとして、左記の案を提示してき た。調査団として、これ以上の説得は限界ありと判 断し、日本大使館に訓練依頼を行った。その結果、 外務本省より韓国側提案を了解して良い旨指示があ り、韓国側 Memorandum 案を受け入れた。</p> <p>わが方案では、供与機材は韓国政府のもの、すなわ ち国有財産となることになっているが、国有財産に なってしまうと、韓国の「国有財産管理法」により その管理・処分について手続が複雑となり KIER</p>

協議項目	日本側案	韓国側カウンタープローポーザル	協議経緯及び結果
	<p>the Korean authorities concerned at the ports and/or airport of disembarkation, and will be utilized exclusively for the implementation of the Project in consultation with the Japanese experts. (韓国政府の財産となる)</p>		<p>での使用の便宜を図るため、これを政府の指定する研究所の財産とするようR/Dに明示してもらいたい旨先方から要請があった。これに対し、わが方は韓国政府の財産はすなわちKIERの財産であると解釈しており、韓国側で政府の指定する機関をKIERとするよう措置をとることにより、これを解決してもらいたい旨申し入れたところ、先方はR/D原案どおりでこれを了承した。</p>
<p>プロジェクトの韓国側責任者 (R/D中 VI-1、2)</p>	<p>1. The Vice Minister of Ministry of Energy and Resources will bear overall responsibility for the implementation of the Project. (動力資源部次官が最高責任者)</p>	<p>1. The President of Korea Institute of Energy and Resources (hereinafter referred to as "KIER") as the Head of the Project will bear overall responsibility for the implementation of the Project. (動力資源研究所所長が最高責任者)</p>	<p>韓国側は、本プロジェクト実施についての全体責任者でありその主管官庁である科学技術院(及び動力資源部)から本プロジェクトの実施に関し、その責任を一任されていること、及び署名者が実質的に次官クラスの格付けであること、予算獲得については、本プロジェクトに関する予算(84年度は4610万ウォン≒1300万円)が、パンカーC重油消費税特別会計から主として石炭産業育成のために計上されており、又、KIERに対する配分予算の運用については、所長に十分な権限が与えられている旨主張し、動力資源部次官からKIER所長への修正要求を最後までとりさげなかった。また、動力資源部より本プロジェクトの最高責任者がKIER所長でよいとの裏付けを公文にて取り付ける等関係を明らかにすることも可能な旨説明があった。我が方は、外務本省の意向を問うべく、日本国</p>

協議項目	日本側案	韓国側カウンタースタンプローガル	協議経緯及び結果
<p>専門家に対する 請求 (R / D 中VII)</p>	<p>administrative and managerial matters of the Project.</p> <p>The Government of the Republic of Korea undertakes to bear claims, if any arises, against the Japanese experts engaged in the Project resulting from, occurring in the course of, or otherwise connected with the discharge of their official functions in the Republic of Korea except for those arising from the willful misconduct or gross negligence of the Japanese experts.</p>	<p>(a) The Government of the Republic of Korea undertakes to bear claims, if any arises, against the Japanese experts engaged in the Project occurring in the course of the discharge of their official functions in the Republic of Korea.</p> <p>(b) In the case of deliberate intention or gross negligence, the Japanese experts shall bear claims to the extent of the liability in accordance with laws and regulations in force in the Republic of Korea.</p>	<p>大使館に請訓依頼を行ったところ、韓国側案通りでよい旨指示があり、韓国側案を受け入れることとなった。</p> <p>韓国側は、本プロジェクトの実施中に災害発生の可能性がないとはいえず、かかる場合には人命もかさんでくると思われるので、その責任の所在を明確にするという観点から左記の修正案を提案した。しかしこの修正案は、専門家の免責の範囲を業務遂行中に限定しようとするものであり、わが方としては受け入れられない旨回答した。また、本文案は日本側 R / D のペタートンとなっている等説明し、わが方案どおりとするよう説得に務めたところ、日本側案通りとすることで了承させた。しかし II - 2 と同様に、用語の解釈につき Memorandum of Interpretation にて確認したいとし、その案文が提示された。</p> <p>外務本省に請訓の結果、韓国側の Memorandum of Interpretation 案通り確認することを受け入れた。</p>

協議項目	日本側案	韓国側カウンタースタッフプロポーザル (MEMORANDUM OF INTERPRETATION)	協議経緯及び結果
<p>協力期間 (R / D 中IX)</p>	<p>The duration of the technical cooperation for the Project under this Recored of Discussions will be four (4) years from the date of its signature. 韓国側に提示した R / D 中の案は上記の通りであるが、調査団は、仮に韓国側で問題なければ、実質の協力期間を長くすべく、専門家</p>	<p>前の 1. に続き 2. With regard to the claims against Japanese experts which is referred to in Article VII in the attached document, it is understood that the terms, " or otherwise connected with..... " should be interpreted as used to the administrative and technical staffs of the diplomatic mission in the current international laws and customs.</p>	<p>韓国側より、署名日を始期として欲しいとの回答があったので、日本側提示案通り、署名日から4年間とした。また、韓国側より、韓国の会計年度は1月から12月までであり、一方日本は4月から翌年3月までであるところ、12月～3月に事業が集中しやすいと思われるが、韓国側としては12月に予算が余らないよう早めの事業の実行をお願いしたいとの要請があった。</p>

協議項目	日本側案	韓国側カウンタープロポザル	協議経緯及び結果
ジョイントコミ ティーの議長 (R/Dの Annex VI)	派遣時期(5月下旬)を考慮し、 1984年5月1日から4年間で するのはどうかと提案した。 President of KIER (KIER所長)	Vice President of KIER (KIER副所長)	本委員会の Chairman について韓国側は K I E R 所長が 3 ケ所の研究所を掛け持ちのため極めて多忙 であり、これを Vice President (副所長) にした い旨要請した。これに対しわが方は、本プロジェ クトの実施責任者は K I E R 所長であり、実施計画 の検討や進捗状況の把握のために設置される重要な 委員会であるとの考えから、あくまでも Chairman は所長であるべきだと主張したところ、先方は、日 本側チームリーダーと K I E R 所長が交代で行う案 を提案したが、これについても、チームリーダーは K I E R 所長に対するアドバイザーであり、実施責 任者とはなりえないという理由から受け入れなかつ た。結局、所長がどうしても出席できない場合に限 り副所長が K I E R 所長の代理として Chairman を勤めることで差し支えないというわが方の見解に より、文面上は所長をそのまま残すこととなった。
研修員受入れ (R/D中IV)	1. In accordance with the laws and regulations in force in Japan, the Govern- ment of Japan will take	通常のコロポランの手続き に従えば、韓国内の日本語試験が 難しく、プロジェクトに必要かつ 技術的に適格な人材の派遣ができ	韓国側は、韓国人研修員が日本に研修に行く場合、 通常科学技術処が行う日本語試験で60点以上取ら ないとその候補者として推せんされないことになっ ており、本件プロジェクトの実施に必要なかつ技術的

協議項目	日本側案	韓国側カウンタースーパーポザル	協議経緯及び結果
	<p>necessary measures through JICA to receive at its own expense Korean personnel connected with the project for technical training in Japan through the normal procedures under the Colombo Plan Technical Cooperation Scheme.</p>	<p>ない可能性も強いとし、その点の緩和につき日本側の協力を要望した。</p>	<p>に適格な人材が日本語試験の結果如何に左右されないう、日本側に協力を要請した。これに対し、わが方は、カウンタースーパーポザル研修については、わが方より語学能力を受け入れの絶対条件として、わが方ではないので、韓国側関係当局間でうまく解決してほしい旨申し入れるとともに、現実にかかるケースが発生した場合は、それなりに協力することも検討したいと回答しおいた。</p>
<p>集中監視システムの英訳</p>	<p>Centralized Monitoring System (C. M. S.)</p>	<p>Centralized Supervisory System (C. S. S.)</p>	<p>韓国側は集中監視システムを Centralized Supervisory System (C. S. S.) と英訳しており、C. S. S. で政府関係部内と合意を得ており、わが方は案の C. M. S. を C. S. S. に変更要請した。これに対し、わが方は、C. M. S. は保安管理のみを対象としているが、C. S. S. では労務管理、生産管理まで含まれる広い意味になり本プロジェクトの目的にそぐわない旨説明し了解を求めた。先方は、韓国国内では将来の長期展望もふまえ、C. S. S. という用語を使うが、日本との本件協力においては、C. M. S. という用語を使うことと了承した。</p>
<p>モデル炭鉱の設備拡充</p>			<p>モデル炭鉱（慶東炭鉱）側から、日本側への要望として、日本の C. S. S. に関する先端技術の導入と生産及び人員管理に対する集中監視システムの導</p>

協議項目	日本側案	韓国側カウンタープログラム	協議経緯及び結果
専門家の住宅 (R / D 中 V - 1 - (5))	<p>In accordance with the laws and regulations in force in the Republic of Korea, the Government of the Republic of Korea will take necessary measures to provide at its own expense :</p> <p>(1) :</p> <p>(5) Suitably furnished accommodations for the Japanese experts and their families</p>	<p>専門家の住宅の提供に関し、実費を請求できるか。</p>	<p>入協力の要請があったが、当方としてはあくまで保安管理上の C. M. S. に対する技術協力であり、且つ予算上も制約があり、基本技術の移転に主力をおいてあり、C. M. S. 設備の充実及び C. S. S. 設備への拡大については韓国側の自助努力で行うことを要請した。</p>
暫定実施計画 (T S I)		<p>食器、個人消費品等の提供は困難である。Suitably furnished の日本側が要望する程度を聞きたい。</p>	<p>原則として無料提供の意味であり、韓国側の最大限の努力を要望しおいた。</p> <p>他の在韓国日本人専門家と同等レベルは確保してもらいたいと述べておいた。</p> <p>R / D の韓国側署名者を K I B R 所長とする韓国側案を受け入れたため、T S I の韓国側署名者も K I B R 所長とすることとした。</p> <p>暫定実施計画の内容については、日本側案通り双方合意した。</p>

3. 討議議事録及び暫定実施計画書の署名まで

以上の協議経緯に見られる通り、本件実施協議は難航を極めたが、3月5日午後ようやく双方合意を見た。翌3月6日午前11時30分、KIERにて両国関係者臨席のもと日本側鶴岡競実施協議チーム団長と韓国側朴肯植動力資源研究所長との間で討議議事録(Record of Discussions: R/D)及び暫定実施計画書(Tentative Schedule of Implementation: TSI)の署名・交換が行われ、昭和59年3月6日から4年間にわたる本件プロジェクト協力が開始されることとなった。

なお、本件技術協力に関し、在大韓民国日本国大使館では、実施協議チームの訪韓に先立ち資料をソウル所在報道機関及び邦人記者に配布し広報に努められた。また、在大韓民国日本国大使館よりKIERに対し、両国の協力関係のPRであるとして強力な広報活動を行うよう懇ようしおかれたところ、KIERはこれに積極的に応じ、日本国大使館の広報活動と相まって、署名式の模様は、韓国のテレビ放送局によって同日夜のニュースで報道されるとともに、韓国の新聞4紙が本件協力につき報道記事を掲載した。

Ⅲ. 討議議事録と暫定実施計画書

1. 討議議事録

THE RECORD OF DISCUSSIONS BETWEEN THE JAPANESE
IMPLEMENTATION SURVEY TEAM AND THE AUTHORITIES
CONCERNED OF THE GOVERNMENT OF THE REPUBLIC OF
KOREA ON THE JAPANESE TECHNICAL COOPERATION
PROJECT FOR THE PREVENTION OF COAL MINE ACCIDENT

The Japanese Implementation Survey Team (hereinafter referred to as "the Team") organized by the the Japan International Cooperation Agency (hereinafter referred to as "JICA") and headed by Mr. Kiso Tsuruoka, Senior Technical Adviser, JICA visited the Republic of Korea from February 26 to March 7, 1984 for the purpose of working out the details of the technical cooperation program concerning the Project for the Prevention of Coal Mine Accident.


During its stay in the Republic of Korea, the Team exchanged views and had a series of discussions with the Korean authorities concerned in respect of the desirable measures to be taken by both Governments for the successful implementation of the above-mentioned Project.

As a result of the discussions, the both parties agreed to recommend to their respective Governments the matters referred to in the document attached hereto.

Seoul, March 6th, 1984



Mr. Kiso Tsuruoka
Head of the Japanese Implementation
Survey Team, Japan International
Cooperation Agency, Japan.



Mr. Keung Shik Park
President
Korea Institute of
Energy and Resources,
The Republic of Korea

THE ATTACHED DOCUMENT

I. COOPERATION BETWEEN BOTH GOVERNMENTS

1. The Government of Japan and the Government of the Republic of Korea will cooperate with each other in implementing the Project for the Prevention of Coal Mine Accident (hereinafter referred to as "the Project") for the purpose of the transfer of basic technology and the research on the centralized monitoring system (hereinafter referred to as "the C.M.S.") in a coal mine in the Republic of Korea and thus contributing to enhance mine safety and prevent mine accidents in the Republic of Korea.
2. The Project will be implemented in accordance with the Master Plan which is given in I. of the Annex.

II. DISPATCH OF JAPANESE EXPERTS

1. In accordance with the laws and regulations in force in Japan, the Government of Japan will take necessary measures through JICA to provide at its own expense services of Japanese experts as listed in II. of the Annex through the normal procedures under the Colombo Plan Technical Cooperation Scheme.
2. The Japanese experts referred to in 1. above and their families will be granted in the Republic of Korea the privileges, exemptions and benefits no less favourable than those accorded to experts of third countries of international organizations performing similar missions in the Republic of Korea under the Colombo Plan Technical Cooperation Scheme.

III. PROVISION OF MACHINERY AND EQUIPMENT

1. In accordance with the laws and regulations in force in Japan, the Government of Japan will take necessary measures through JICA to provide at its own expense such machinery, equipment and materials (hereinafter referred to as "the Equipment") necessary for the implementation of the Project as listed in III. of the Annex through the normal procedures under the Colombo Plan Technical Cooperation Scheme.
2. The Equipment will become the property of the Government of the Republic of Korea upon being delivered c.i.f. to the Korean authorities concerned at the ports and/or airport of disembarkation, and will be utilized exclusively for the implementation of the Project in consultation with the Japanese experts.

IV. TRAINING OF KOREAN PERSONNEL IN JAPAN

1. In accordance with the laws and regulations in force in Japan, the Government of Japan will take necessary measures through JICA to receive at its own expense Korean personnel connected with the Project for technical training in Japan through the normal procedures under the Colombo Plan Technical Cooperation Scheme.
2. The Government of the Republic of Korea will take necessary measures to ensure that the knowledge and experience acquired by the Korean personnel from technical training in Japan will be utilized effectively for the implementation of the Project.

V. MEASURES TO BE TAKEN BY THE GOVERNMENT OF THE REPUBLIC OF KOREA

1. In accordance with the laws and regulations in force in the Republic of Korea, the Government of the Republic of Korea will take necessary measures to provide at its own expense:
 - (1) Necessary services of counterpart personnel and administrative personnel as listed in IV. of the Annex;
 - (2) Land, building and facilities as listed in V. of the Annex;
 - (3) Supply or replacement of machinery, equipment, instrument, vehicles, tools, spare parts and any other materials necessary for the implementation of the Project other than those provided through JICA under III. above;
 - (4) Transportation facilities and travel allowance for the Japanese experts for the official travel within the Republic of Korea;
 - (5) Suitably furnished accommodations for the Japanese experts and their families.

2. In accordance with the laws and regulations in force in the Republic of Korea, the Government of the Republic of Korea will take necessary measures to meet:
 - (1) Expenses necessary for the transportation of the Equipment within the Republic of Korea as well as for the installation, operation and maintenance thereof;
 - (2) Custom duties, internal taxes and any other charges imposed on the Equipment in the Republic of Korea;
 - (3) All running expenses necessary for the implementation of the Project.

VI. ADMINISTRATION OF THE PROJECT

1. The President of Korea Institute of Energy and Resources (hereinafter referred to as "KIER") as the Head of the Project, will bear overall responsibility for the implementation of the Project.
2. The Head of the Project will be responsible for the administrative and managerial matters of the Project.
3. The Japanese Team Leader will provide necessary recommendation and advice on technical and administrative matters concerning the implementation of the Project to the Head of the Project.
4. The Japanese experts will provide necessary technical guidance and advice to the Korean counterpart personnel on matters pertaining to the implementation of the Project.
5. For the effective and successful implementation of the Project, a Joint Committee will be established with the function and composition as referred to in VI. of the Annex.

VII. CLAIMS AGAINST JAPANESE EXPERTS

The Government of the Republic of Korea undertakes to bear claims, if any arises, against the Japanese experts engaged in the Project resulting from, occurring in the course of, or otherwise connected with the discharge of their official functions in the Republic of Korea except for those arising from the willful misconduct or gross negligence of the Japanese experts.

VIII. MUTUAL CONSULTATION

There will be mutual consultation between the two Governments on any major issues arising from, or in connection with this Record of Discussions.

IX. TERM OF COOPERATION

The duration of the technical cooperation for the Project under this Record of Discussions will be four (4) years from the date of its signature.

ANNEX

I. MASTER PLAN

1. Objectives of the Project

- (1) To provide technical advice to the Korean counterpart personnel on the C.M.S. technology and mine safety (especially concerning the C.M.S.).
- (2) To provide the theoretical and practical training for the Korean counterpart personnel on the C.M.S. technology and mine safety (especially concerning the C.M.S.).
- (3) To conduct research and development of the appropriate technology on the C.M.S.

2. Objectives of the Japanese technical cooperation

(1) Detailed design of the C.M.S.

Advisory assistance and technical transfer for formulating the detailed engineering design of the C.M.S. and its lay-out which are the most suitable for various underground conditions.

(2) Installation and adjustment of the C.M.S.

Advisory assistance and technical transfer for installation and adjustment of the C.M.S. which includes the determination of the most suitable locations of the monitoring device, the sensors and transmitting cables in the tunnels.

(3) Operation and utilization of the C.M.S.

Advisory assistance and technical transfer for the most efficient operation of the C.M.S. and the effective utilization, which includes data analysis of the acquired data.

(4) Maintenance of the C.M.S.

Advisory assistance and technical transfer for the maintenance of the C.M.S. to enable its efficient operation.

II. JAPANESE EXPERTS

1. Team Leader
2. Experts in the fields of:
 - (1) C.M.S. technology
 - (2) Mine safety (especially concerning the C.M.S.)

Note: Short-term experts may be dispatched, when necessity arises, for the smooth implementation of the Project.

III. LIST OF EQUIPMENT

1. Two-Way inductive radio communication equipment
2. Methane gas monitoring equipment
3. Graphic panel display
4. Closed circuit video monitoring equipment
5. Belt conveyor monitoring equipment
6. Main fan monitoring equipment
7. Power distribution monitoring equipment
8. Drainage pump monitoring equipment
9. Other necessary equipment to be mutually agreed upon for the effective implementation of the Project.

Note: In accordance with the use conditions based on approval test in force in Japan, these equipment should be utilized.

IV. LIST OF KOREAN COUNTERPART PERSONNEL AND ADMINISTRATIVE PERSONNEL

1. Head of the Project (President of KIER)
2. Engineers
 - (1) Mining
 - (2) Electricity
 - (3) Mine Safety
 - (4) Machinery
 - (5) Ventilation
 - (6) Transportation
 - (7) Preparation
3. Necessary number of technicians mutually agreed upon.
4. Administration staff
 - (1) Administration
 - (2) Accounting
 - (3) Clerk
5. Other necessary personnel mutually agreed upon.

V. LAND, BUILDING AND FACILITIES

1. Space of land and buildings necessary for the installation and operation of machinery, equipment and other materials.
2. Office rooms for the experts
3. Laboratory
4. Conference rooms
5. Library
6. Others

VI. THE JOINT COMMITTEE

1. Functions

The Joint Committee will meet at least once a year and whenever necessity arises, and work:

- (1) To formulate the Annual Work Plan of the Project in line with the Tentative Schedule of Implementation formulated under the framework of this Record of Discussions;
- (2) To review the overall progress of the technical cooperation program as well as the achievement of the Annual Work Plan;
- (3) To review and exchange views on major issues arising from or in connection with the technical cooperation program.

2. Composition

(1) Korean side:

(a) Chairman:

President of KIER

(b) Members:

- Director, Bilateral Cooperation Division,
Technical Cooperation Bureau,
Ministry of Science and Technology
- Director, Mine Safety Division,
Mine Bureau,
Ministry of Energy and Resources
- Director, Resources Development Department, KIER
- A few members assigned by the chairman

(2) Japanese side

(a) Team Leader

- ##### (b) Other experts and personnel concerned to be dispatched by JICA, if necessary.

Note: Official(s) of the Embassy of Japan may attend the joint Committee as observer(s).

MEMORANDUM OF INTERPRETATION

In connection with the Record of Discussions between the Japanese Implementation Survey Team and the Authorities Concerned of the Government of the Republic of Korea on the Japanese Technical Cooperation for the Prevention of Coal Mine Accident Project signed today, the representatives of both parties wish to record the following:

1. It is understood that the term "privileges" which is referred to in Article II in the attached document is the general term with an ordinary meaning, not the diplomatic term as was used in "the Vienna Convention on Diplomatic Relations, 1961".
2. With regard to the claims against Japanese experts which is referred to in Article VII in the attached document, it is understood that the terms, "or otherwise connected with...." should be interpreted as used to the administrative and technical staffs of the diplomatic mission in the current international laws and customs.

K. Tsuruoka

R. S. Paul

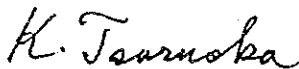
2. 暫定実施計画書

TENTATIVE SCHEDULE OF IMPLEMENTATION OF THE PROJECT
FOR THE PREVENTION OF COAL MINE ACCIDENT

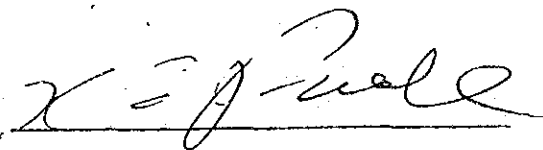
The Japanese Implementation Survey Team and the Korean authorities concerned have jointly formulated the Tentative Schedule of Implementation of the Project as annexed hereto (Annex 1, 11).

These have been formulated in connection with the Attached Document of the Record of Discussions signed between the Japanese Implementation Survey Team and the Korean authorities concerned for the Project for the Prevention of Coal Mine Accident on the conditions that necessary budget will be allocated for the implementation of the Project, and are subject to change within the framework of the Record of Discussions when necessity arises in the course of implementation of the Project.

Seoul, March 6th, 1984



Mr. Kiso Tsuruoka
Head of the Japanese
Implementation Survey Team,
Japan International
Cooperation Agency, Japan



Mr. Keung Shik Park
President
Korea Institute of
Energy and Resources,
The Republic of Korea

Annex I.

TENTATIVE SCHEDULE OF IMPLEMENTATION

JAPANESE FISCAL YEAR (April - March)		1983	1984	1985	1986	1987
ITEMS	1. Detailed design 2. Installation and adjustment 3. Maintenance		<ul style="list-style-type: none"> * Inductive radio communication equipment * Methane gas monitoring equipment * Graphic panel display of the equipment * Closed circuit video monitoring equipment 	<ul style="list-style-type: none"> * Belt conveyor monitoring equipment (including fire alarm and automatic extinguisher) * Signal transmitter for methane gas equipment 	<ul style="list-style-type: none"> * Main fan monitoring equipment * Power distribution monitoring equipment * Drainage pump monitoring equipment 	<ul style="list-style-type: none"> (Self reliance) Establishment of overall operation and utilization
	4. Operation and utilization		<p>Giving Guidance in the followings in accordance with the above installation schedule of the equipment</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. Operation technology and monitoring technology 2. Utilization technology <ol style="list-style-type: none"> (1) Data analysis (2) Feed back system (3) Alert system (4) Counter action 			
Korean side		Building construction				
Dispatch of survey team		Consultation				
Dispatch of Japanese experts		Technical guidance				
Long-term experts		Evaluation				
1. Team Leader		↔				
2. C.M.S. technology		↔				
3. Mine safety (especially concerning the C.M.S.)		↔				
Short-term experts		↔				
1. Engineering design of the C.M.S.		↔				
2. Installation of machinery and equipment		↔				
3. Approval test of machinery and equipment		↔				
Training of Korean Mine safety engineering personnel in Japan (C.M.S.)		↔				
Provision of machinery and equipment		↔				

Notes: This schedule is subject to condition that necessary budget will be allocated for the implementation of the Project.
This scope of technical cooperation is subject to change within the scope of provisions given in the Record of Discussions.

Annex II. ANNUAL WORK PLAN FROM MARCH 1984 TO MARCH 1985
 JAPANESE FISCAL YEAR (April-March)

		1984			
		1/4	2/4	3/4	4/4
1. Korean side	(1) Building construction				
	(2) Preparation for the acceptance of Japanese experts	(Preparation of A-1 form)			
	(3) Selection of machinery and equipment	(Preparation of A-4 form)			
	(4) Preparation for the training of Korean personnel in Japan	(Preparation of A-2, A-3 form)			
2. Japanese side	(1) Dispatch of Japanese experts		Team leader		
	Long-term experts			C.M.S. technology	
	Short-term experts		Mine safety (especially concerning the C.M.S.)		
(2) Training of Korean personnel in Japan		Engineering design of the C.M.S.			Installation of machinery and equipment
			Mine safety engineering (C.M.S.)	Mine safety engineering (C.M.S.)	
(3) Provision of machinery and equipment					

Note: This schedule is subject to condition that necessary budget will be allocated for the implementation of the Project.
 This scope of technical cooperation is subject to change within the scope of the provisions given in the Record of Discussions.

Ⅳ. 本件技術協力の内容について

1. 協力の目的

韓国の炭鉱は、炭層条件が悪い上に、採掘及び保安技術のおくれのために、災害発生も多い。過去10年間の災害率は100万t当り30.4と日本の約3倍、又死亡災害率は100万t当り10.2と日本の約10倍と非常に高い。今後、採掘区域の深部移行に伴い、更に採掘条件の悪化が予想され、採掘方式の近代化及び保安対策の強化が大きな課題となっている。

保安技術と生産技術は不離一体のものであるが、特に災害防止の見地から、本技術協力の目的を

- (1) 鉱山保安機器の近代化による災害減少を計る。
- (2) 作業環境を改善し、労働災害を防止する。
- (3) 深部炭鉱開発による大型事故を防止する。
- (4) 災害予防集中監視及び自動制御システムの導入に関する研究を推進する。

とした。

2. 協力の分野とその内容

(1) 分野

現状の災害発生及び坑内の状況から早急に必要と考えられる保安技術は、計測技術、管理技術、坑道維持技術及び保安に関連した採掘技術等がある。現在の坑内状況は通気やガスの管理が不十分であり、又操業の管理、連絡通信システムも不備で、且つ採掘現場が分散されている等の理由で、協力の分野も、計測技術及び管理技術を対象とし、集中監視装置の供与と、計測、管理、制御、通信連絡等を総合した集中管理システムの技術移転とした。

(2) 内容

協力内容を大別すると、集中監視装置の供与、ソフト技術の移転、調査団及び長短期日本人専門家の派遣及び韓国人研修生の受入れとする。

1) 集中監視装置の供与

供与される集中監視装置は

誘導無線

メタンガス監視装置

グラフィックパネル

テレビ監視装置

ベルトコンベヤー監視装置（煙感知器、自動消火器を含む）

メタンガス監視装置用伝送装置

主扇監視装置

配電監視装置

排水ポンプ監視装置

である。

ii) ソフト技術の移転

集中監視装置に関する、設計、据付、調整、操作、利用及びメンテナンス技術の指導と移転。特に利用技術においては、データ解析、警報システム、フィードバック・システム並びに対応処置等を内容とする。

iii) 調査団の派遣

C・M・S・計画の打合せ、巡回指導及び協力の評価等のため計画に基づき調査団を派遣する。

iv) 日本人専門家の派遣

長期専門家として、チームリーダー、集中監視技術専門家及び集中監視に関連した鉱山保安技術専門家を各々1名派遣し、集中監視技術の指導及び助言を行う。

短期専門家として、集中監視システムの設計及び現地打合せ、装置の据付け指導、装置の調整及び検定試験の実施並びに指導のため計画に基づき派遣する。

v) 韓国研修生の受入れ

集中監視装置の理論、構造、操作及び利用技術の習得のため韓国人研修生を計画に基づき日本に受入れ、関係機関及び炭鉱にて研修を行う。

3. 協力期間

本技術協力の期間は、1984年3月6日より4年間であり、機材の供与は1984年度から1986年度の3年間で行う。又日本人専門家の派遣及び韓国人研修生の受入れは、1984年度から1987年度の4年間で実施する。

4. 技術移転計画

技術移転実施計画の内容を年度別に要約すると次表のようになる。

実 施 計 画 案

事 項	1984	1985	1986	1987
(1) 設計技術	誘導無線	ベルトコンベヤ監視装置	主扇監視装置	(自立) 全体的操作 利用の確立
(2) 機材供与	CH ₄ ガス監視装置	CH ₄ ガス監視装置用 伝送装置	配電監視装置	
(3) 据付・調整技術	グラフィックパネル		排水ポンプ監視装置	
(4) メンテナンス技術	テレビ監視装置			
(5) 操作・利用技術	上記装置に合わせて以下の指導を行う 1. 操作及び監視技術 2. 利用技術			
調査団の派遣	計画打合せ	指 導	指 導	評 価
日本人専門家派遣				
1. チームリーダー	(1人)			
2. C・M・S・技術	(1人)			
3. 鉱山保安技術	(1人)			
4. C・M・S・設計	(2人×1月)			
5. 据付け調整指導	(3人×1月)	(3人×1月)	(3人×1月)	
6. 検定試験及指導		(2人×1月)	(2人×1月)	(2人×1月)
韓国人研修生受入れ	(2人×2月) (2人)	(2人×2月)	(2人×2月)	(2人×2月)

V. 韓国側の協力実施体制について

1. 予算

本件プロジェクトに関しては、韓国動力資源研究所（以下K I E R）が中心となって進めていくことになるが、K I E R全体の予算は、約100億Wであり、その内50億Wが、政府の動力資源部より、又残りの50億Wが、科学技術処より出されている。

本件プロジェクトの予算は、その性格上（鉸山保安の向上）動力資源部を通じて、予算措置がなされている。

1984年度（1月～12月）の本プロジェクトに関する予算は4610万W（≒1300万円）である。

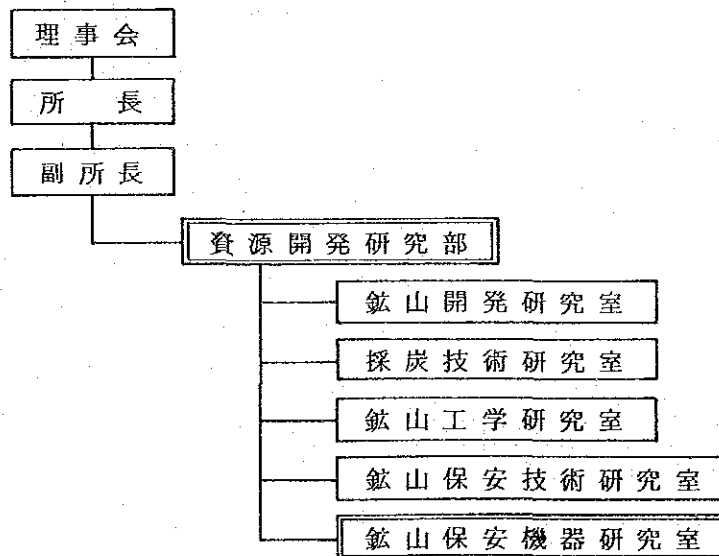
この予算は出捐金（日本の交付金に近い）という形で政府が出しているものであるが、これは、石油輸入関税を財源として計上され、その資金の運用については、K I E Rの所長に十分な権限が与えられており、必要があれば他の予算項目からの流用もできることとなっている。

又、今回のプロジェクトは、国の石炭政策5ケ年計画の中に含まれ、国の重要政策の1つとして挙げられており、本件プロジェクトに関する予算措置は確実に実施されるものとする。

2. 人員の配置計画

今回のプロジェクトに関しては、韓国動力資源研究所の資源開発研究部（人員48名）でおこなうこととなり、その中で鉸山保安機器研究室（人員8名）が、具体的に本件プロジェクトを推進させていくこととなる。また、本件プロジェクトの機器導入実施地である慶東炭鉸上徳鉸業所における日本側専門家の技術指導には常時K I E Rの職員を張り付けることになっている。

韓国動力資源研究所 機構表（一部）



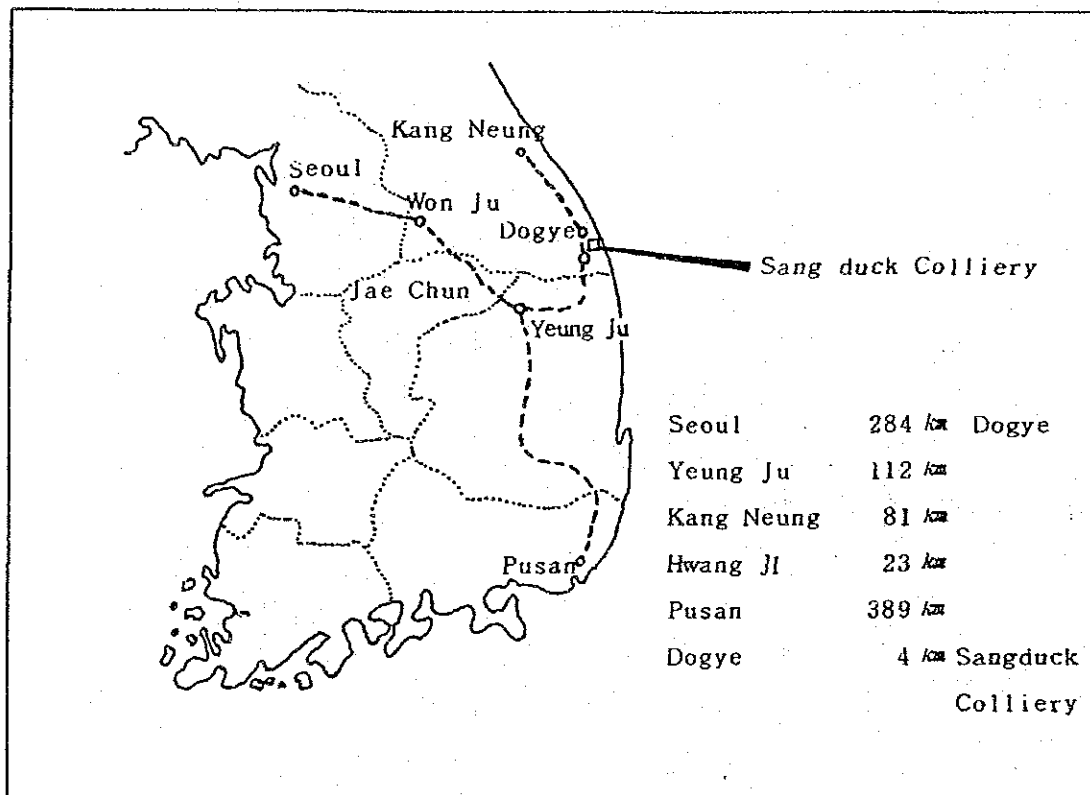
3. プロジェクトサイトの現況

本プロジェクトの実施炭鉱として、選定基準として深部炭鉱、甲種炭鉱、獲得炭量、生産規模、技術水準及び将来の普及効果等を勘案し、慶東炭鉱(株)上徳鉱業所が選定された。

(1) 上徳鉱業所所在地及び交通

江原道三陟郡道溪邑上德里33番地にあり、Seoul から道溪まで鉄道及び道路が発達しており、道溪から鉱業所まではバスとなる。

位 置 図



(2) 上德里の環境

上德里は道溪町より約4 Km離れた、海拔330 Lの山間部にあり、鉱業所附属の病院を始め売店及びその他の福利施設も整い生活には不便を感じさせない環境にある。

- i) 人 口 : 道溪 約43,000人
上徳 約 3,700人
- ii) 産 業 : 石炭業 60%
商 業 23%
農業その他 17%
- iii) 気 候 : 気温 最高 35℃
最低 -18℃

平均雨量 1,280 mm

積雪量 20 cm

IV) 教育施設

上徳には小学校のみであるが、道溪には中学校、高校がある。

V) 病院

上徳には鉱業所附属の病院があり内科及び外科に、医師2人、看護婦3人を配置し、病床6ケの外、X線室、手術室も備えている。

VI) 日本人専門家用住宅

専門家用住宅として、新しく建築する予定である。

(3) 上徳鉱業所の概況

会社名 : 慶東炭鉱株式会社

鉱区面積 : 14 鉱区 2,641 ha

沿革 : 1955年 開発開始

1980年 斜坑ベルト完成

1982年 黄鳥区域開発着手

1983年 新里・樋里区域開発着手

炭田 : 三陟炭田道溪地区

夾炭層 : 平安系寺洞統

炭層 : 炭種 無煙炭

炭層傾斜 40~80度

層厚 2.5 m

発熱量 4,700 Kcal/Kg

炭量 : 総埋蔵炭量 48,559 千t

種別 : 甲種炭鉱

出炭量 : 1983年実績 631 千t

1988年計画 1,000 千t

従業員 : 1984年2月現在

直轄 管理職 192人

鉱員 1,385人

組夫 304人

保安実績 : 1983年実績

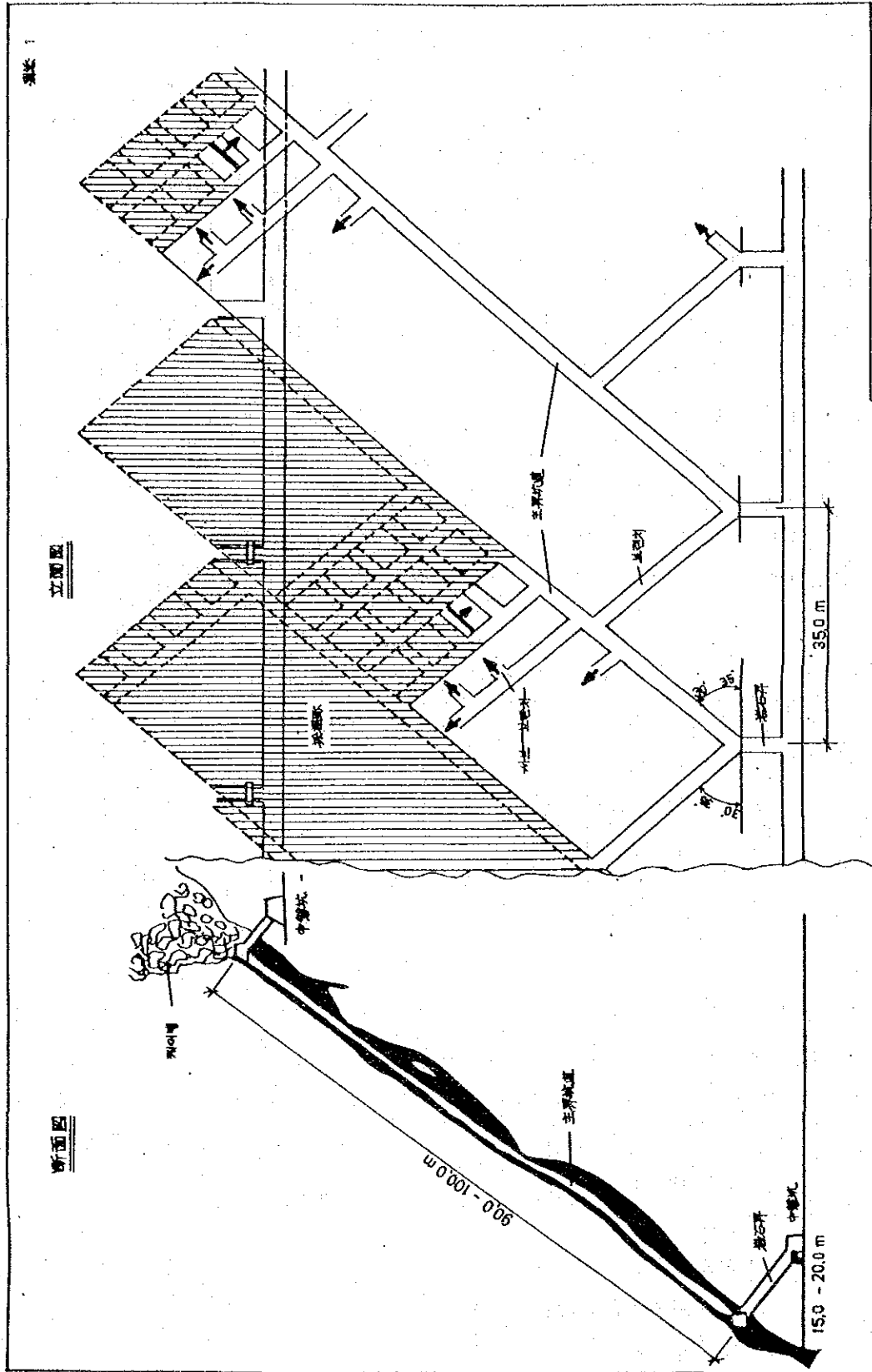
り災者数 92人

死亡者数 4人

災害率(100万t当り)146

採炭方式 : Slant Chute Caving Method

偽傾斜崩落式採炭法 (現行)
(Slant Chute Caving Method)



(1) 偽傾斜崩落式採炭法 (現行)
(Slant Chute Caving Method)
慶東炭礦 (株) 上徳森事務所

(4) 上徳鉱業所の保安体制

① 災害実績

慶東炭鉱の災害発生率は過去には他の炭鉱に比較してやや高いが、最近は低下してきている。

慶東炭鉱災害統計 (人)

年度 程度	78	79	80	81	82	83
死亡	2	3	4	5	7	4
重傷	77	108	134	101	104	74
軽傷	65	41	44	51	32	14
計	144	152	182	157	143	92
人/100万t	297	315	372	285	248	
(全韓国炭鉱)	(265.9)	(297.6)	(315.7)	(309.9)		

原因別負傷統計 (人)

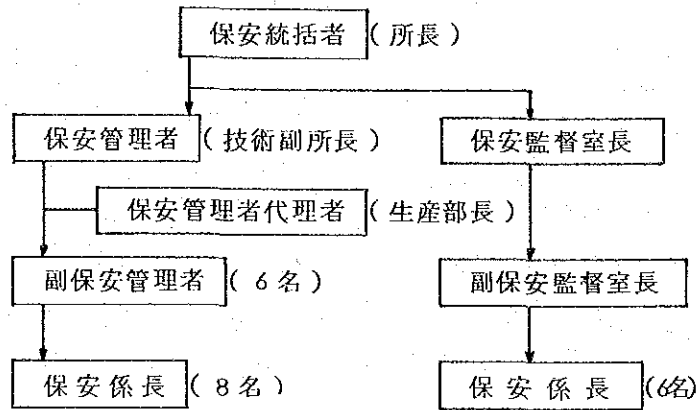
原因 年度	81	82	83
落盤・崩落	33	37	19
転石・転倒	32	45	8
運搬	51	38	20
器材取扱	23	10	11
発破・火薬	00	2	2
その他	18	11	32
計	157	143	92

尚統計上表れない災害事例として次のものがある。

- コンベアーベルトの切断
- ケーブルの燃焼
- 炭車の逸走
- 斜坑での脱線
- 電車の衝突
- ガス突出による埋没
- 旧坑での窒息

② 保安管理機構

保安管理機構は略日本と同じ体制をとり、その組織図を示す。



③ 保安教育

保安教育には自主保安教育と委託保安教育の2つに大別されるが、教育の内容は別にして概ね良くやられていると考えられる。

自主保安教育（炭鉱自体で行っている教育）

対象者	82年実施	内容
保安係員	毎月3回実施 年間延人員 624名	保安法及び施行令、災害事例、防止対策 救護隊教育及び訓練
採炭夫	毎月3回実施 延人員 5,410名	法規、災害事例、防止対策、作業手順
掘進間接夫	毎月3回実施 延人員 3,100名	作業手順、遵守事項、法規、災害事例 防止対策
保坑及び坑外夫	毎月3回実施 延人員 4,880名	作業手順、遵守事項、法規、災害事例 防止対策
新規採用者	24時間教育 延人員 330名	鉱業所現況、法規、就業規則、坑内実習
待避訓練	坑内全員 年2回実施	出水、ガス爆発、火災等に対する 待避訓練

委託教育（鉦山保安指導所に委託）

82年実績

イ. 係員教育	15名
ロ. 救護隊教育	11 "
ハ. 整備班教育	2 "
ニ. 熟練鉦員教育	32 "

④ 保安設備（83/9現在）

保安設備としては計測器及び救命具等については他炭鉦に比較して保有数は高いが、高度な保安設備については誘導無線、自動ガス警報器等の一部を除いては未導入である。尚誘導無線、ガス警報器についても完全に使用されず、利用・メンテナンス等に多くの問題がみられる。

項 目	数 量	項 目	数 量
自 己 救 命 器	691	特殊高泡沫消火器	1
風 速 計	6	坑道密閉用 Air Pocket	2
微 風 計	5	坑内誘導無線通信施設	1
CH ₄ ガス検 定 器	164	坑内有線通信施設	1
CH ₄ ガス自動警報器	7	温 湿 度 計	7
CO ガス検 定 器	4	ワイヤーロープテスター	1
CO ₂ ガス検 定 器	77		
酸 素 測 定 器	4		
盤 圧 計	2		
先 進 穿 孔 機	1		
酸 素 呼 吸 器	20		
高 圧 酸 素 ポ ン プ	1		
酸 素 救 急 器	4		

Ⅵ. プロジェクト実施上の留意点

1. 機材供与に関して

- 本件プロジェクトのサイト炭鉱である慶東炭鉱では、将来100万t/年（'83年度63万t/年）の生産をめざす増産計画を有し、既に新坑区域（黄鳥、新里、樋里各区域）の開発に着手している。一方、今回の集中監視の導入は、現在の本坑区域（上徳）を対象としている。韓国側では、プロジェクトの進行と並行して採掘が進んでいく新坑区域へも集中監視装置の設置を要望している。日本側では、本坑区域での技術移転を重視した機材供与を行うこととし、新坑区域分については、韓国側が、技術移転後自助努力により導入していくことを要請している。従って、機材供与の実施に当たっては、将来の新坑区域分への拡大も考慮した機器の仕様の選定を行うことが必要であろう。
- サイト炭鉱では、将来設備の増強を考えており、既設設備の仕様変更が生じる可能性がある。このような変更が生じる場合は早期に連絡を取り合い、供与機材の仕様について十分な打合せを行う必要がある。
- 韓国側では、将来、集中監視システムを国内各炭鉱へ普及させたいと考えており、そのためにも、初年度にサイト炭鉱で効果的なオープンセレモニーを開きたいとしている。この点を配慮すれば、初年度の機材供与は、集中監視室のパネルボード等の設備の充実を考えるべきであろう。
- 監視機器の保全の点から見て、サイト炭鉱の現場環境は日本のそれより悪く、日本より多くの、部品の故障が予想される。従って、スペアパーツの補給についてある程度予算措置が望まれる。
- 集中監視装置は日本及び韓国の保安法規に従って機器を設備し、日本の合格検定に定められた使用条件のもとで使用されるよう指示する必要がある。

(参 考 資 料 1.)

特定研究機関育成法及び特定研究
機関育成法施行令（仮訳）

（注） 上記法律の翻訳は、外務省経済協力局政策
課杉山長事務官（実施協議チーム団員）が
行いました。

1. 特定研究機関育成法（1973・12・31 法律第2671号）

改正 1976・11・5 法律第2898号

1981・3・30 法律第2671条

第1条（目的） この法は、科学技術と産業経済の発展のために政府が出捐する研究機関の保護育成のため必要な事項を規定することを目的とする。〈改正81・3・30法3404〉

第2条（特定研究機関） この法により政府の保護育成を受けることのできる研究機関は特別法により設立された研究機関と財団法人である研究機関であり、かつ、大統領令で指定する研究機関（以下「特定研究機関」と呼ぶ）とする。〔全文改正81・3・30法3404〕

第3条（出捐金等） ① 政府は特定研究機関又は第8条第1項の規定による共同利用施設の設定・建設・研究及び運営に要する経費と運営に必要な基金に充当するために特定研究機関又は第8条第2項の規定による共同管理機構（以下「共同管理機構」と呼ぶ）に出捐金を支給することができる。〈改正81・3・30法3404〉

② 第1項の規定により出捐金の交付・使用及びその管理等に関して必要な事項を大統領令で定める。

第4条（国有財産の無償譲与等） ① 政府は特定研究機関又は第8条第1項の規定による共同利用施設の設定と運営のために必要な時には、特定研究機関又は共同管理機構に国有財産を無償で譲与したり貸付することができる。

② 第1項の規定による譲与・貸付の条件及び手続きに関して必要な事項は大統領令で定める。〈改正81・3・30法3404〉

第5条（事業計画書等の承認） ① 特定研究機関と共同管理機構は大統領令が定めるところにより毎会計年度開始前に事業計画書及び予算書を作成し科学技術処長官に提出し承認を得なければならない。この場合、科学技術処長官はその承認に先立ち出捐金を支給する中央行政機関の長及び地方自治団体の長と当該出捐事業に対し、協議しなければならない。

② 第1項の事業計画書及び予算書の内容を変更しようとする時にも第1項と同じ。

〔全文改正81・3・30法3404〕

第5条の2（研究計画書及び研究報告書等の提出） ① 特定研究機関は大統領令が定めるところに従って研究計画書と研究報告書を出捐金を支給する中央行政機関の長及び地方自治団体の長に提出しなければならない。ただし、受託契約による研究に対しては、その限りではない。

② 中央行政機関の長及び地方自治団体の長は第1項の規定により提出された研究計画書と研究報告書を審議評価し、必要と認められる時にはその研究計画書の修正・補完等必要な措置を取るようになりたり研究成果の普及を勧告することができる。〔本条新設81・3・30法3404〕

第 6 条 (決 算) ① 特定研究機関と共同管理機構は毎会計年度の歳入歳出決算書を科学技術
術処長官が推せんする公認会計士の会計検査を受け、科学技術処長官と出捐金を支給した中
央行政機関の長及び地方自治団体の長に提出しなければならない。〈改正 8 1 ・ 3 ・ 3 0
法 3 4 0 4 〉

② 第 1 項の場合にその決算書の記載事項中 国家秘密に属する研究業務とこれに直接関連する
業務に関する事項は公認会計士の会計監査対象からこれを除外する。

第 7 条 (秘密 厳守 の 義 務) 特定研究機関と共同管理機構の役員、職員又はその職にいた者と
第 6 条第 1 項の規定による公認会計士は、職務上知り得た秘密を漏泄したり濫用してはなら
ない。

第 8 条 (共同利用施設等) ① 特定研究機関は合同し、共同利用施設を設置することができる。
〈改正 7 6 ・ 1 1 ・ 5 法 2 8 9 8、8 1 ・ 3 ・ 3 0 法 3 4 0 4 〉

② 第 1 項の規定による共同利用施設の設置・管理及び運営に関する業務と特定研究機関相互
間の関連事業を行わせるために科学技術処長官の承認を待って共同管理機構を設置すること
ができる。〈改正 7 6 ・ 1 1 ・ 5 法 2 8 9 8、8 1 ・ 3 ・ 3 0 法 3 4 0 4 〉

③ 第 8 項の規定による共同管理機構の名称・機能・組織と運営に関し必要な事項は大統領令
で定める。

第 8 条の 2 (共同研究等) 科学技術処長官は特定課題の共同研究を遂行せしめるために必要と
認める時には特定研究機関の研究員をして共同で研究せしめたり研究施設を共同で活用する
よう措置することができる。〔本条新設 8 1 ・ 3 ・ 3 0 法 3 4 0 4 〕

第 8 条の 3 (研究協約の締結) 中央行政機関の長及び地方自治団体の長は、特定研究機関に研
究費を出捐する時には研究事業を効率的に遂行せしめるためにその特定研究機関と研究方法・
研究内容・研究費・支給基準及び研究報告書の提出等に関して協約を締結することができる。
〔本条新設 8 1 ・ 3 ・ 3 0 法 3 4 0 4 〕

第 8 条の 4 (業務 協 助 等) 特定研究機関と共同管理機構は中央行政機関の長及び地方自治団
体の長から調査研究開発とか技術支援の要請を受けた時には、特別な事由がない限り優先的に
これに応じなければならない。〔本条新設 8 1 ・ 3 ・ 3 0 法 3 4 0 4 〕

第 9 条 (罰 則) 第 7 条の規定に違反した者は 3 年以下の懲役か禁錮又は 5 0 万ウォン以下
の罰金に処する。

第 1 0 条 (施行 令) この法施行に関し必要な事項は大統領令で定める。

2. 特定研究機関育成法施行令 1 9 7 4 年 6 月 1 3 日

大統領令第 7 1 7 8 号

第 1 条 (目 的) この令は、特定研究機関育成法 (以下「法」とよぶ) の施行に関し必要な

事項を規定することを目的とする。

第 2 条（特定研究機関の設置地域） 法第 2 条の規定による特定研究機関（以下「研究機関」とよぶ）の設置地域は、次の各号のとおり。

1. 研究機関と学院が共存する地域を形成している人的・物的施設の利用を効率化することにより技術開発を促進するために、忠清南道大徳郡の儒城邑・炭洞面及び九則面を一円とする大徳専門研究団地。
2. 研究機関と関連産業間の有機的協力を増進するため、産業基地開発促進法第 5 条の規定により指定された産業基地開発区域。
3. その他科学技術の均衡ある振興・発展のため科学技術処長官が必要と認める区域。

第 3 条（研究機関の指定） 法第 2 条の規定による研究機関は次の各号に掲げたものとする。

1. 韓国科学技術院
2. 韓国エネルギー研究所
3. 韓国動力資源研究所
4. 韓国標準研究所
5. 韓国機械研究所
6. 韓国電気通信研究所
7. 韓国化学研究所
8. 韓国人参煙草研究所
9. 韓国電子技術研究所
10. 韓国科学財団

第 4 条（出捐金の支給） ① 研究機関又は法第 8 条 2 項の規定による共同管理機構（以下「共同管理機構」とよぶ）に対する法第 3 項第 1 項の規定による出捐金は科学技術処長官がこれを予算に計上し支給するが、当該事業を主管する中央行政機関の長も特に必要であると認める場合には、その所管予算にこれを計上し支給することができ、特別会計予算から出捐する出捐金は当該事業を主管する中央行政機関の長がこれを予算に計上し支給する。

② 略

③ 出捐金を支給する中央行政機関の長は、第 1 項の規定による出捐金予算が確定した時にはこれを研究機関又は共同管理機構に通知しなければならない。

④ 研究機関又は共同管理機構が出捐金の支給を受けようとする時には、その支給申請書に分期別事業計画書及び分期別予算執行計画書を添付して出捐金を支給する中央行政機関の長に提出しなければならない。

⑤ 第 4 項の規定による申請を受けた出捐金を支給する中央行政機関の長は当該分期別事業計画及び分期別予算執行計画が妥当であると認める時にはこれに従って出捐金を支給する。

⑥ 略

第 5 条（出捐金の目的外使用禁止） 研究機関又は共同管理機構は、第 4 条第 5 項の規定により支給された出捐金はその支給目的以外の目的に使用してはならない。

第 6 条（運営基金の管理） ① 研究機関又は共同管理機構は、第 4 条の規定により支給された出捐金中運営に必要な基金（以下「運営基金」とよぶ）は別途勘定を設定し管理しなければならない。

② 研究機関又は共同管理機構が運営基金の元本を減少しようとする時には、科学技術処長官の承認を得なければならない。

③ 研究機関又は共同管理機構は運営基金の管理に関する規定を定め、科学技術処長官の承認を得なければならない。これを変更するときもまた同じ。

第 7 条（国有財産の譲与等） ① 法第 4 条の規定による国有財産の譲与又は無償貸付は当該国有財産の管理庁と研究機関又は共同管理機構との譲与契約あるいは貸付契約による。

② 国有財産の管理庁が第 1 項の規定による契約を締結しようとする時には国有財産法施行令第 4 7 条の規定に準じて国有財産の総括庁と協議しなければならない。

③ 第 1 項の規定による無償貸付の貸付期間は国有財産法第 3 6 条第 1 項の規定にも拘わらず 20 年を超えない範囲内で定めることができる。

④ 国有財産の管理庁は研究機関又は共同管理機構が第 1 項の規定により無償貸付を受ける国有財産をその貸付目的以外の目的に使用した時には、その貸付契約を解除することができる。

第 8 条（国有財産法の準用） 国有財産の譲与と無償貸付に関しこの令に規定したこと以外には国有財産法の規定を準用する。

第 9 条（事業計画書等の提出） 研究機関又は共同管理機構は、法第 5 条の規定に依り毎会計年度開始前 8 月まで出捐金を支給する中央行政機関の長が定めるところにより事業計画書及び予算案を、出捐金予算が確定した場合には科学技術処長官が定めるところにより事業計画書及び予算書を科学技術処長官及び出捐金を支給する中央行政機関の長に各々提出しなければならない。

第 10 条（事業計画書の変更） ① 研究機関又は共同管理機構が第 9 条の規定により提出した事業計画書又は予算案を変更した時には、これを科学技術処長官及び出捐金を支給する中央行政機関の長に報告しなければならない。

② 出捐金を支給する中央行政機関の長は、第 9 条又は第 1 項の規定による事業計画書又は予算案が妥当でないことを認めるときはその調整を命じることができる。

第 10 条の 2（研究計画書及び研究報告書の提出） 研究機関は科学技術処長官が定めるところにより、法第 5 条の 2 第 1 項の規定による研究計画書は毎会計年度開始前に、研究報告書はその次の年度 3 月 31 日まで各々提出しなければならない。

第 11 条（事業計画の執行実績報告等） ① 研究機関又は共同管理機構は、第 4 条第 4 項の規定による分期別事業計画及び分期別予算執行計画の執行実績を当該分期が終了した日から 20

日以内に科学技術処長官及び出捐金を支給した中央行政機関の長に報告しなければならない。

② 研究機関又は共同管理機構は、毎会計年度の歳入歳出決算書に次の各号の書類を添付し、次の年度3月31日まで科学技術処長官及び出捐金を支給した中央行政機関の長に提出しなければならない。

1. 当該年度の収支計算書及び貸借対照表
2. 当該年度の事業計画書とその執行実績との対比表
3. 会計監査をした公認会計士の意見書

第12条（共同管理機構の名称） 共同管理機構の名称は、「大徳専門研究団地管理本部」とする。

第13条（共同管理機構の機能） 共同管理機構は、次の各号に関する業務を行う。

1. 共同利用施設の設置・管理及び運営
2. 研究機関の業務に関する協力
3. 研究機関職員の福利増進と厚生施設の設置・管理及び運営

第14条（研究協約の締結等） ① 法第8条の3の規定による研究協約は、出捐金を支給する中央行政機関の長が研究機関と締結する。

② 第1項の研究協約には次の事項が含まなければならない。

1. 研究の課題・範囲・遂行方法及び研究責任者
2. 研究費及びその支給の時期・方法
3. 研究結果の報告及び活用
4. 研究成果の活用に伴う技術料の徴収
5. 協約の変更及び解約
6. その他研究開発に随伴する事項

③ 第1項の場合に研究機関は当該研究課題の1部を別の研究機関又はその他の者と共同で研究したりそれに委託し研究させることができる。

④ 出捐金を支給する中央行政機構の長は研究協約による研究費を数回に分割し支給する。但し、研究課題の規模やその着手時期等を考慮し必要であると認める時には一時に支給することができる。

第15条（研究費等の使用） ① 研究機関は第14条第4項の規定により支給された研究費を科学技術処長官が定める規準に従って次の用途に限って使用しなければならない。

1. 研究従事者の研究費
2. 国外専門家の招請及び研究員の教育訓練に伴う経費
3. 研究施設（研究費機材を含む）の購入・賃借・設置及び運営に必要な経費
4. 材料購入費

5. 技術導入及び技術情報活動費
 6. 海外研究所の設置及び運営費
 7. 開発保健費
 8. 課題開発・技術指導その他研究遂行に随伴する経費
- ② 研究機関は研究成果を産業界・学界及び別の研究機関、その他これを必要とする機関・団体等に伝受することができ、この場合、その利用により新製品の生産、原価の節減、品質の向上等の効果を得た時にはその利用者から第14条第2項第4号の規定による協約の内容に従って技術料を徴収することができる。
- ③ 研究機関は、第2項の規定により徴収した技術料を次の用途に使用しなければならない。
1. 研究機関の研究遂行のための費用
 2. 研究員の福祉増進のための費用
 3. 研究員（技術料を徴収した研究課題を研究した者に限る）の研究能率向上のための費用

第16条（準用規定） 略

附 則 略